

### 学校感染症による出席停止について

下記の感染症に罹患した場合は、学校保健安全法の規定により出席停止になります。なお、登校が可能になりましたら医師に「学校感染症の診断書及び証明書」を記入してもらい担任に提出してください。

#### 学校感染症の診断書及び証明書

聖霊中学・高等学校 校長殿

本生徒は下記の疾病により出席停止でありましたが、解除することを適切と認め連絡します。

生徒名	聖霊（中・高）	年	組	番	氏名
病名					
登校可能日	平成	年	月	日	
医師または医療機関名					
					平成 年 月 日

<学校感染症の種類と出席停止の期間（学校保健安全法施行規則 18 条）>

病名	出席停止期間
<b>第一種</b> エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1）	完全に治癒するまで
<b>第二種</b> インフルエンザ（鳥インフルエンザ（H5N1）を除く） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 水痘（みずぼうそう） 咽頭結膜熱 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症後 5 日間を経過し、 <b>且つ</b> 解熱後 2 日を経過するまで 特有の咳が無くなるまで <b>又は</b> 5 日間の適正な抗生物質製剤による治療が終了するまで 解熱後 3 日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後 5 日を経過し <b>且つ</b> 全身状態が良好になるまで 発疹が消失するまで 全ての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退後 2 日を経過するまで 医師が感染のおそれがないと認めるまで
<b>第三種</b> コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 <u>その他の感染症（第三種の感染症として扱う場合もある）</u> <u>その他の感染症について</u> *主治医から感染の可能性があり欠席を指示された場合は出席停止とする。	*その他の感染症の例 感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症 等